

貸借対照表

平成26年 3月31日現在

第5号様式

社会福祉法人 安寧

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	241,622,452	131,526,930	110,095,522	流動負債	91,842,143	8,855,551	82,986,592
現金預金	91,257,016	77,095,826	14,161,190	短期運営資金借入金	0	0	0
有価証券	0	0	0	未払金	91,633,519	6,780,963	84,852,556
未収金	150,365,436	54,431,104	95,934,332	預り金	208,624	2,074,588	-1,865,964
貯蔵品	0	0	0	前受金	0	0	0
立替金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
前払金	0	0	0				
短期貸付金	0	0	0				
仮払金	0	0	0				
その他の流動資産	0	0	0				
固定資産	1,189,444,445	959,330,648	230,113,797	固定負債	168,543,088	24,813,248	143,729,840
基本財産	443,131,005	463,152,384	-20,021,379	設備資金借入金	145,000,000	0	145,000,000
建物	416,291,005	436,312,384	-20,021,379	長期運営資金借入金	0	0	0
土地	25,840,000	25,840,000	0	退職給与引当金	23,543,088	24,813,248	-1,270,160
基本財産特定預金	1,000,000	1,000,000	0		0	0	0
その他の固定資産	746,313,440	496,178,264	250,135,176	負債の部の合計	260,385,231	33,668,799	226,716,432
建物	20,025,830	20,137,596	-111,766	純 資 産 の 部			
構築物	22,755,432	25,568,952	-2,813,520	基本金	30,523,374	30,523,374	0
機械及び装置	0	0	0	国庫補助金等特別積立金	375,703,009	297,884,729	77,818,280
車両運搬具	2,735,018	474,248	2,260,770	その他の積立金	400,000,000	400,000,000	0
器具及び備品	24,999,068	21,103,881	3,895,187	移行時特別積立金	0	0	0
建設仮勘定	251,709,830	3,500,000	248,209,830	修繕積立金	200,000,000	200,000,000	0
権利	152,880	152,880	0	改築積立金	200,000,000	200,000,000	0
水道加入金	243,994	282,109	-38,115				
ソフトウェア	0	9,840	-9,840	次期繰越活動収支差額	364,455,283	328,780,676	35,674,607
投資有価証券	0	0	0	次期活動繰越収支差額	364,455,283	328,780,676	35,674,607
長期貸付金	0	0	0	(うち当期活動収支差額)	35,674,607	34,433,645	1,240,962
公益事業会計元入金	0	0	0				
収益事業会計元入金	0	0	0	純資産の部の合計	1,170,681,666	1,057,188,779	113,492,887
措置施設繰越特定預金	0	0	0				
移行時特別積立預金	0	0	0	負債及び純資産の部合計	1,431,066,897	1,090,857,578	340,209,319
修繕積立預金	200,000,000	200,000,000	0				
改築積立預金	200,000,000	200,000,000	0				
退職共済預け金	23,543,088	24,813,248	-1,270,160				
預託金	148,300	135,510	12,790				
資産の部合計	1,431,066,897	1,090,857,578	340,209,319				

脚注

1. 減価償却費の累計額 502,655,923 円

注記

1. 当法人は、「社会福祉法人会計基準」(平成12年2月17日社援施第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に基づき会計処理を行っている。
2. 当法人は、国庫補助金等特別積立金取崩額の計算に当り、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」(平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局計画課長通知)に基づいている。
3. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法 定額法
 - (2) 引当金の計上基準
 - a 退職給与引当金

全職員が期末において、退職したと仮定した場合の退職金期末要支給額が、社団法人 栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団の掛金累計額にほぼ等しいため、同法人に対する掛金累計額と同額を退職給与引当金に計上している。